

2021年度版(2022年3月末までの保険始期分)



**産業用マルチローター(農薬散布用ドローン)
総合補償制度のご案内
(MG-1,T20)**

3つの補償で防除作業の安全・安心をサポート！

**1
機体の事故補償**

**2
賠償責任補償**

**3
オペレーター・
補助作業者の補償**

代理店・扱者

セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

機体の事故補償(動産総合保険)

補償する損害	墜落や空中での他物との衝突、落雷、水災、盗難などの偶然な事故によって産業用マルチローターに生じた財物損害	
保険の対象	<p>次の条件を満たす産業用マルチローター</p> <p>① 総重量(燃料や薬剤、装備品等をすべて搭載した状態での重さをいます。)150キログラム未満かつ 保険金額が10万円以上</p> <p>② 使用用途が事業用(趣味、レジャー、スポーツ、競技、軍事目的で使用されない。)</p>	
保険金額目安 または 支払限度額	<p>保険金額は保険の対象の時価(税込)を基準に設定します。新規購入からの経過年数※に応じて年10%の減価償却を目安とします。但し、下限は購入価格の30%とします。</p> <p>※ メーカー出荷からの年数です。</p>	
免責金額	保険金額の1%	
お支払いする 保険金等	<p>① 損害保険金</p> <p>損害保険金 = (損害の額(注) - 免責金額) (注) 時価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価格 = 損害の額</p> <p>② 臨時費用保険金</p> <p>損害保険金 × 20% (1回の事故につき50万円が限度)をお支払いします。</p> <p>③ 取片付づけ 費用保険金</p> <p>実費 (損害保険金 × 10%が限度)をお支払いします。</p> <p>④ 修理付帯 費用保険金</p> <p>火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用(注) (1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額(保険の対象の保険価額もしくは支払限度額)の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)をお支払いします。 (注) 代替物の貸借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかる費用を除きます。</p> <p>⑤ 損害防止費用</p> <p>事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします(ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。)。</p> <p>⑥ 権利保全 行使費用</p> <p>引受保険会社が取得する権利(注)の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 (注) 損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。</p>	
詳細は動産総合保険普通保険約款・特約等をご覧ください。		

保険金をお支払いしない
主な場合

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・戦争、外国の武力行使、内乱等による損害
- ・地震、噴火、津波による損害
- ・直接であると間接であると問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
- ・ローターまたはブレードに単独に生じた損害
- ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業中の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・機体および通信機器類のバッテリー不足によって生じた損害
- ・保険の対象の改造によって生じた損害
- ・操縦中に保険の対象が行方不明になったことによって生じた損害
- ・保険の対象が日本国の法令に違反して使用されている間に生じた損害
- ・外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・日本国外で生じた事故による損害
- ・UTC(DJI JAPAN株式会社)発行の農業教育プログラムオペレーターライセンスを有していない者が操縦している間に生じた損害

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

事故の際の連絡方法	セイレイ興産へ 右記事項をご連絡ください。	1. 事故日時 2. 事故発生場所 3. 事故状況(写真を含む) 4. オペレータ技能認定証(写)
保険期間	1年間	
保険料	保険金額(円)の6%	

＜事故例＞

○強風により操作不能に陥り、地面に墜落し
機体が大破した。

○飛行中に落雷を受け、機体が破損した。

○倉庫に保管中、ドローン機体および付属品が
盗難にあった。



賠償責任補償(ヤンマー産業用マルチローター賠償責任補償特約)

補償する損害	産業用マルチローターの所有、使用または管理の不備に起因して、または業務活動中の不注意で発生した偶然な事故により、他人に身体障害や財物損壊を与えた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害		
保険の対象	業務に使用する産業用マルチローター ※ 趣味や日常生活で使用するものや、人が搭乗する航空機等は除きます。		
保険金額目安 または 支払限度額	1名につき 身体障害 財物損壊	1事故につき 1億円 1億円	保険期間中 1億円
免責金額	なし		
お支払いする 保険金等	<p>① 損害賠償金</p> <p>法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)</p> <p>② 損害防止費用</p> <p>事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③ 権利保全 行使費用</p> <p>発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用</p> <p>④ 緊急措置費用</p> <p>事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用</p> <p>⑤ 協力費用</p> <p>引受保険会社が発生した事故の解決に当たる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用</p> <p>⑥ 争訟費用</p> <p>損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用</p>		
	<p>上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。</p> $\text{支払限度額} = \frac{\text{お支払いする争訟費用の額}}{\text{⑥争訟費用の額}} \times \text{①損害賠償金の額}$ <p>「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。</p> <p>被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p> <p>詳細はヤンマー産業用マルチローター賠償責任補償特約をご覧ください。</p>		

保険金をお支払いしない 主な場合	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 被保険者と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任 戦争、内乱もしくは暴動または労働争議等に起因する損害賠償責任 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 被保険者の占有を離れた商品等に起因する損害
	<p>等 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。</p> <p>また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。</p>
事故の際の連絡方法	<p>セイレイ興産へ 右記事項をご連絡ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事故日時 事故発生場所 事故状況(写真を含む) オペレータ技能認定証(写) <身体障害>被害者、被害者連絡先、被害状況 <財物損壊>被害物、被害物の所有者および連絡先、被害状況
保険期間	1年間
保険料	12,000円

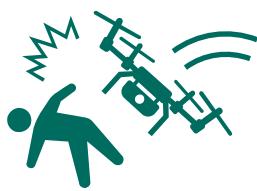
<事故例>

○電池切れにより落下した機体が歩行者を直撃し、ケガをさせた。

○操縦ミスにより機体が近隣道路に駐車していた他者の自動車に衝突し、自動車を破損させてしまった。

○農薬散布作業中、ドリフトし無農薬作物に農薬がかかり、出荷できなくなった農産物の補償を求められた※。

※漏れた農薬が基準値を超えたこと等の証明が必要です。



オペレーター・補助作業者の補償はこちら >>>

オペレーター・補助作業者傷害保険(団体総合生活補償保険(標準型))

1 補償の概要

契約者が産業用マルチローターの操縦を委託したオペレーターおよび補助作業者の、産業用マルチローターを使用する防除作業・練習・それらの補助作業中における、万一の偶然な事故に伴うケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。



2 保険金額・保険料例

準記名式(名簿備付方式)か記名式のいずれかをご選択ください。

※「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされているため、被保険者となるには、就業中とそれ以外の区別ができることが必要となります。農業などに従事する方、住居と職場を同じくする個人事業主の方など「就業中」と「それ以外」の判別が困難な方は、下記保険料例と異なるプランをご案内いたします。保険料等詳細はセイレイ興産株式会社までお問い合わせください。

準記名式(名簿備付方式)

オペレーター・補助作業者名簿の契約者備付を前提に、業務を行う1日あたりの最高稼動人数をご申告いただきます。

例

オペレーター・補助作業者登録者20名のうち、1日に業務を行う最高稼働人数が5名の場合、5名分の保険料を適用します。

(注)「準記名式(名簿備付方式)」をご選択いただけるのは、ご契約者・被保険者(=オペレーター・補助作業者)の関係が次の(例)の様なケースに限られます。実態に応じて「記名式」の契約しかお受けできない場合がございますので、予めご了承願います。

(例)

契約者

被保険者(=オペレーター・補助作業者)

補償範囲

農協等団体またはその管理者	産業用マルチローターの操縦を行う農協等団体の構成員全員	産業用マルチローター操縦業務(補助業務を含みます)従事中
農協等団体またはその管理者(被保険者の委託主)	契約者から産業用マルチローターの操縦を委託された者全員	
業として防除作業等を行う法人・個人	産業用マルチローターの操縦を行う契約者の従業員全員	

保険金額

1名あたり、保険料:1日あたりの最高稼働人数が5名の場合

プラン ①

プラン ②

保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	250万円
	傷害入院保険金日額	5,000円	4,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5	
一時払 保険料	傷害通院保険金日額	3,000円	2,000円
	1年	106,350円 (21,270円(1名) × 5名)	68,150円 (13,630円(1名) × 5名)
	保険期間	6か月 53,250円 (10,650円(1名) × 5名)	34,100円 (6,820円(1名) × 5名)
	3か月	26,550円 (5,310円(1名) × 5名)	17,050円 (3,410円(1名) × 5名)

※ 上記は職種級別B(農薬散布作業者(産業用マルチローター操縦・補助を含む)等)の保険料です。

それ以外のご職業または最高稼動人数が5名以外の場合にはセイレイ興産までお問い合わせください。

※ 準記名式(名簿備付方式)のご契約は1日あたりの最高稼働人数が2名以上の場合からお引受することができます。

※ 一時払保険料は、「1名あたりの保険料」に「1日あたりの最高稼働人数」を乗じた額となります。

記名式

保険金額 1名あたり、保険料:被保険者人数が5名の場合

		プラン①	プラン②
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	250万円
	傷害入院保険金日額	5,000円	4,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5	
一時払 保険料	傷害通院保険金日額	3,000円	2,000円
	1年	88,650円 (17,730円(1名) × 5名)	56,800円 (11,360円(1名) × 5名)
	保険期間	6か月 44,650円 (8,930円(1名) × 5名)	28,600円 (5,720円(1名) × 5名)
	3か月	22,200円 (4,440円(1名) × 5名)	14,200円 (2,840円(1名) × 5名)

※ 上記は職種級別B(農薬散布作業者(産業用マルチローター操縦・補助を含む)等)の保険料です。

それ以外のご職業または被保険者人数が5名以外の場合にはセイレイ興産までお問い合わせください。

※ 記名式のご契約は被保険者人数が2名以上の場合からお引受することができます。

※ 一時払保険料は、「1名あたりの保険料」に「被保険者人数」を乗じた額となります。

3 補償の内容

※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類 (傷害保険金)	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約	
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	
保険金のお支払額	傷害死亡・後遺障害保険金額の金額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	
保険金をお支払いしない 主な場合	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ 妊娠、出産、早産または流産によるケガ 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ 	

(つづく)

保険金の種類 (傷害保険金)	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約
保険金をお支払いする場合	<p>保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合</p> <p>傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払います。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払います。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払います。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
保険金のお支払額	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払います。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払います。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払います。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
保険金をお支払いしない 主な場合	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ 妊娠、出産、早産または流産によるケガ 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※
保険金の種類 (傷害保険金)	傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約
保険金をお支払いする場合	<p>保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合 (以下、この状態を「傷害入院」といいます。)</p> <p>傷害入院保険金日額×傷害入院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
保険金のお支払額	<p>傷害入院保険金日額×傷害入院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
保険金をお支払いしない 主な場合	<ul style="list-style-type: none"> 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガなど <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>【補償対象外となる運動等】</p> <p>山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動</p> <p>(*)1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(*)2 グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(*)3 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(*)4 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>

産業用マルチローター 総合補償制度



(つづき)

保険金の種類 (傷害保険金)	傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	
保険金のお支払額	<p>① 入院※中に受けた手術※の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>(注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>【補償対象外となる運動等】</p> <p>山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動</p> <p>(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(*2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(*3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(*4) モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	
保険金をお支払いしない 主な場合		

保険金の種類 (傷害保険金)	傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	
保険金のお支払額	<p>傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>【補償対象外となる運動等】</p> <p>山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動</p> <p>(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(*2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(*3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(*4) モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	
保険金をお支払いしない 主な場合		

- 5ページおよび6ページに記載の保険料例には就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約がセットされますので、次に掲げるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。

① ②以外の場合：

被保険者が職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ

② 被保険者が企業等の役員または事業主である場合：

次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ

ア 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）で、かつ、次のいずれかに該当する間

- ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中（被保険者の休暇中を除きます。）
- ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
- ・取引先との契約、会議（会食を主な目的とするものを除きます。）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間

イ 被保険者に対し労災保険法等（*）による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事中および通勤中
(*)日本国の労働災害補償法令をいいます。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器・その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポートー、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾患要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ① 細菌性食中毒
 - ② ウイルス性食中毒
(*) 繼続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物・吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療※に該当する診療行為^(*)
 - (*) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*) ②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

！ご注意！必ずお読みください。

1 総合補償制度の新規契約について

「総合補償制度契約」に加入希望の方は、添付の「見積依頼票」に必要事項をご記入のうえ、セイレイ興産株式会社までFAXにてご送付願います。あらためて正式なお見積書と保険申込書をご送付いたします。

2 ご解約について

機体の滅失・売却等で被保険利益を有さなくなり、ご契約の解約を希望される場合は代理店・扱者までお問い合わせください。

3 ご契約にあたっての注意事項

共通

- 保険契約者と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約いただいた後にお届けする保険証券(または保険契約証、保険契約継続証)は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券(または保険契約証、保険契約継続証)が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。
- このご案内は、「産業用マルチローター総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳細は同時に配りする各商品パンフレットをご覧ください。
- また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 初回保険料を口座振替で払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
- 初回保険料の引き落とし前に事故が発生した場合は、原則として、代理店・扱者または引受保険会社へ初回保険料を払い込んでください。引受保険会社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

保険会社破綻時等の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

(賠償責任補償)

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(オペレーター・補助作業者傷害保険)

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- 満期日時点での保険の引受範囲外となった場合や保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。



機体の補償(動産総合保険)

- ご契約後、次に掲げる事実が発生する場合もしくは発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、直ちに代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。
①保険の対象を売却、譲渡する場合 ②保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合 ③ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合 ④上記のほか、特約の追加等契約条件を変更する場合 等
- 事故が発生した場合の手続きについては「動産総合保険パンフレット」をご覧ください。

賠償責任補償(ヤンマー産業用マルチローター賠償責任補償特約)

・示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

オペレーター・補助作業者傷害保険(団体総合生活補償保険(標準型))

・保険金をお支払する場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

・契約内容登録制度について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

・次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」※と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

① 始期日時点で被保険者が満15才未満の場合

② 保険契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が引受保険会社所定の書面にないとき

・「同種の危険を補償する他の保険契約等」※がある場合は、保険申込書等の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。

※「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、被保険者が同一であり、GKケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

・準記名式(名簿備付方式)について

契約者が被保険者(補償対象者)の名簿を備え付けていただくことを条件に、契約時に被保険者数のみをご通知いただく方法です。契約時に被保険者(補償の対象者)全員を記名していただく必要がなく、期中で従業員の入れ替わりがあっても人数に変更がない限り、ご通知いただく必要はありません。(入れ替わりのあった場合は、備付名簿の書き換えを行ってください。)本制度では、保険契約者と一定の関係にある者のうち、補償する危険を時間的・場所的に限定し、その1日あたりの最高稼動人数(被保険者数)で補償する「準記名式(一部付保)(同一保険金額)特約」の契約方式を採用しております。なお、その場合の保険料は、「記名式」に比べ割増となります。

・被保険者(補償の対象者)のご年令によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

4 お問い合わせ先

保険ご契約・ご解約等の相談窓口

・ 本社(営業時間:9:00~17:40 土・日曜、祭日および弊社所定の休業日を除く)

〒530-0014 大阪府大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー5F

TEL:06-6376-6275

FAX:06-6376-0687

・ 東京支店(営業時間:9:00~17:40 土・日曜、祭日および弊社所定の休業日を除く)

〒101-0021 東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX 北ウイング18F

TEL:03-6733-4215

FAX:03-6733-4216

・ 滋賀支店(営業時間:9:00~17:40 土・日曜、祭日および弊社所定の休業日を除く)

〒526-0055 滋賀県長浜市三和町7-35

TEL:0749-65-3101

FAX:0749-65-2400

・ 福岡支店(営業時間:9:00~17:40 土・日曜、祭日および弊社所定の休業日を除く)

〒812-0857 福岡県福岡市博多区西月隈1-5-8 2階

TEL:092-303-9104

FAX:092-476-5301

事故発生時の保険会社事故受付窓口(上記営業時間外の場合)

・ 三井住友海上火災保険株式会社 事故受付センター(24時間365日体制)

0120-258-189(無料)

※IP電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、以下の電話番号にご連絡をお願いいたします。

0476-31-3644(有料)

このご案内は保険の特徴をご説明したものです。詳細は各商品のパンフレットや重要事項のご説明をご覧ください。

代理店・扱者

引受保険会社

セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部

〒530-0014

大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー5F

TEL:06-6376-6275 FAX:06-6376-0687

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第四部第一課

〒540-8677

大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル

TEL:06-6233-1504

産業用マルチローター総合補償制度 見積依頼票

総合補償制度に加入希望の方は、本紙をセイレイ興産株式会社までFAX願います。
改めて正式なお見積書と保険申込書をご送付いたします。

保険 契約者	住所	〒 一		
	契約者名	フリガナ		TEL ()
				携帯 ()
				FAX ()
担当 連絡先	送付先	〒 一		
	担当者	所属	お名前	TEL ()
			FAX ()	
所有者名	※ 機体の所有者が加入者と異なる場合のみ ご記入ください(リース契約など)			様
保険の対象	機体型式			登録記号

★ 購入金額が確認できる資料(注文書等)をご提出ください。

1. 機体の事故補償(動産総合保険)

加入する 加入しない

対象項目	加入	保険金額(税込)
本機	<input type="checkbox"/>	千円
バッテリー	<input type="checkbox"/>	千円
充電器	<input type="checkbox"/>	千円
その他	<input type="checkbox"/>	千円
合計		千円

機体は
入れ替えですか?
保険料請求書

いいえ

はい
(旧機体番号)

必要

不要

免責
保険金額の1%

2. 賠償責任補償(ヤンマー産業用マルチローター賠償責任補償特約)

加入する 加入しない

支払限度額【身体障害・財物損壊共通】

1名:1億円 ／ 1事故:1億円 ／ 期間中:1億円

免責金額なし

3. オペレーター・補助作業者の補償(団体総合生活補償保険(標準型))

加入する 加入しない

契約方式

- 準記名式
(名簿備付、最高稼動人数方式)
 記名式
(被保険者を指定する方式)

保険期間	<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> 6か月	<input type="checkbox"/> 3か月
人数	名 (準記名式の場合は1日の最高稼動人数)		
プラン	<input type="checkbox"/> プラン ①	<input type="checkbox"/> プラン ②	
その他	保険金額、保険料等自由に設計可能です。パンフレットの設定以外のご加入をご希望される場合はその旨ご記入ください。		

他の保険契約等

この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等がある。
(ありのときは下欄に記入。記入がない場合は「なし」となります。)

保険会社
保険種類
保険金額・支払限度額

過去3年間に
おける事故

なし

あり (回数) 回

お問い合わせ先

セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部

本社および各支店の連絡先はパンフレット最終頁に記載しています。